

その他

○火災予防規則

(標識等)

第 3 7 条 条例第 12 条第 1 項第 5 号（条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項並びに第 14 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）、第 18 条第 3 号、第 24 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 32 条の 2 第 2 項第 1 号（条例第 34 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 35 条第 2 項第 1 号、第 52 条第 4 号（条例第 55 条において準用する場合を含む。）並びに次項に掲げる標識及び掲示板は、別表第 5 に定める規格によるものとする。

2 圧縮アセチレンガスを使用する作業現場においては、外部から見え易い箇所に圧縮アセチレンガスを使用している旨の標識を設けなければならない。

別表第 5 （抜粋）

種別			標識又は掲示板等の規格				
			記載事項	色		大きさ	
				地	文字	幅 (cm 以上)	長さ (cm 以上)
燃料電池発電設備（条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項）			燃料電池発電設備である旨	白	黒	15	30
変電設備（条例第 12 条第 1 項第 5 号及び第 3 項）			変電設備である旨	白	黒	15	30
急速充電設備（条例第 12 条の 2 第 2 項）			急速充電設備である旨	白	黒	15	30
内燃機関を原動力とする発電設備（条例第 13 条第 2 項及び第 3 項）			発電設備である旨	白	黒	15	30
蓄電池設備（条例第 14 条第 2 項及び第 4 項）			蓄電池設備である旨	白	黒	15	30
水素ガスを充填する気球の掲揚場所（条例第 18 条第 3 号）			立入りを禁止する旨	赤	白	30	60
喫煙等禁止場所（条例第 24 条第 2 項） 全面禁煙（条例第 24 条第 3 項第 1 号） 階禁煙（条例第 24 条第 5 項）			「禁煙」「全館禁煙」「この階は禁煙です。」又は「火気厳禁」「危険物品持込み厳禁」	赤	白	25	50
喫煙所（条例第 24 条第 3 項第 2 号）			喫煙所である旨	白	黒	30	10
少量危険物貯蔵・取扱場所（条例第 32 条の 2 第 2 項第 1 号）	移動タンク以外	各類共通	少量危険物貯蔵取扱所	白	黒	30	60
			類別・品名・最大数量	白	黒	30	60
		第 2 類のうち引火性固体、第 3 類のうち自然発火性物品、第 4 類又は第 5 類	「火気厳禁」	赤	白	30	60

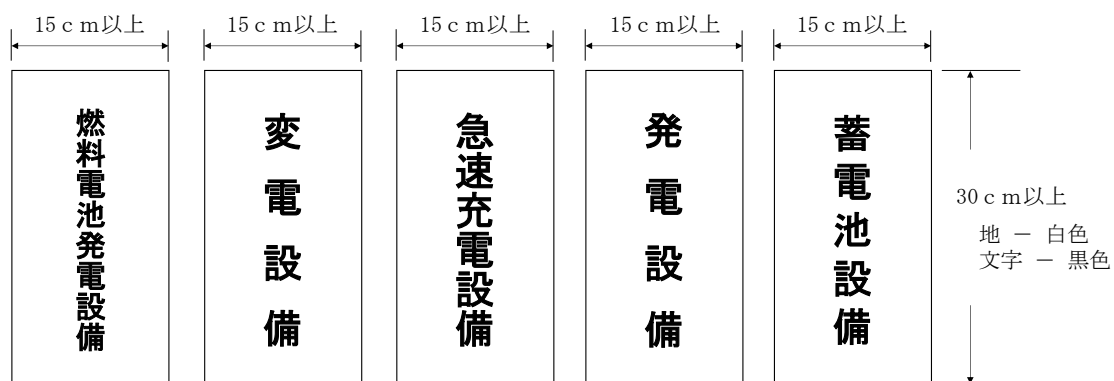
		第 1 類のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は第 3 類のうち禁水性物品	「禁水」	青	白	30	60
		第 2 類（引火性固体を除く。）	「火気注意」	赤	白	30	60
	移動タンク		類・品名・最大数量	白	黒	30	45
			「危」	黒	黄	30	30
指定可燃物貯蔵・取扱場所 （条例第 34 条第 3 項、第 35 条第 2 項第 1 号）	移動タンク以外	各品名共通	指定可燃物貯蔵取扱所	白	黒	30	60
			品名・最大数量	白	黒	30	60
			「整理整とん」	白	黒	30	60
		可燃性液体類等	「火気厳禁」	赤	白	30	60
		綿花類等	「火気注意」	赤	白	30	60
	移動タンク		類・品名・最大数量	白	黒	30	45
			「指定可燃物」	黒	黄	30	30
劇場等（条例第 52 条第 4 号）	定員表示		「定員数○名」いす席、立見席その他の別に内訳も記載	白	黒	30	25
	満員札		満員である旨	赤	白	50	25
圧縮アセチレンガス（第 37 条第 2 項）			使用している旨	白	赤黒	直径 30	

【解釈及び運用】

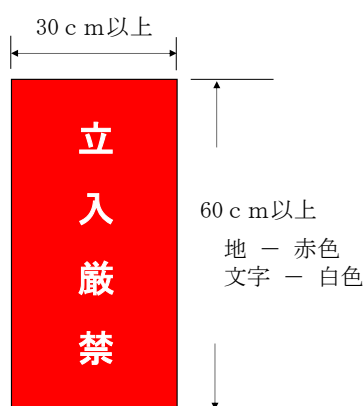
本条は、火災予防条例及び火災予防規則に基づく標識及び掲示板の規格について定めたものである。

標識及び掲示板の規格については、別表5に定める規格によるが、標識及び掲示板の具体については、次によること。

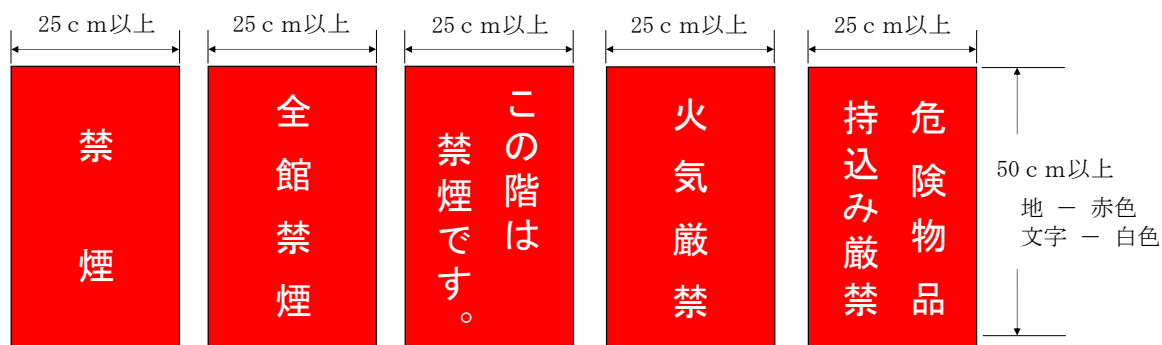
- 1 燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備である旨を表示した標識(条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第1項第5号及び第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項、第14条第2項及び第4項)



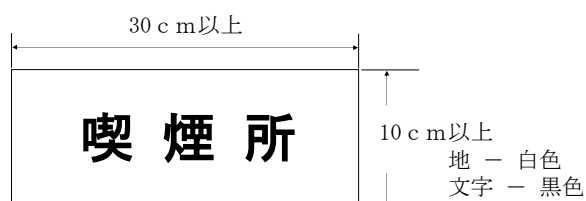
- 2 水素ガスを充填する気球の掲揚場所の立入りを禁止する旨を表示した標識（条例第 18 条第 3 号）



- 3 「禁煙」、「全館禁煙」、「この階は禁煙です。」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」を表示した標識（条例第 24 条第 2 項、第 24 条第 3 項第 1 号、第 24 条第 5 項）



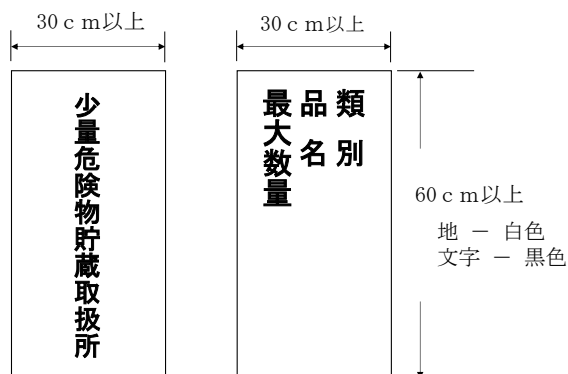
- 4 喫煙所の旨を表示した標識（条例第 24 条第 3 項第 2 号）



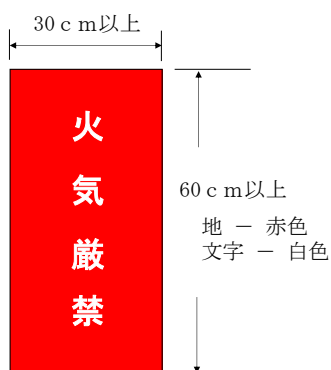
5 少量危険物貯蔵・取扱場所の旨を表示した標識並びに危険物の類、品名最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板（条例第 32 条の 2 第 2 項第 1 号）

(1) 移動タンク以外

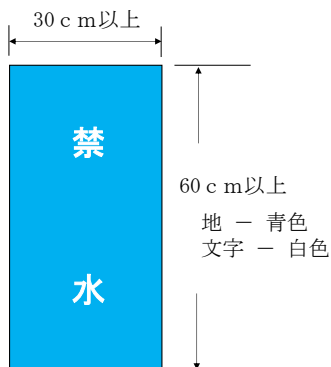
ア 各類共通



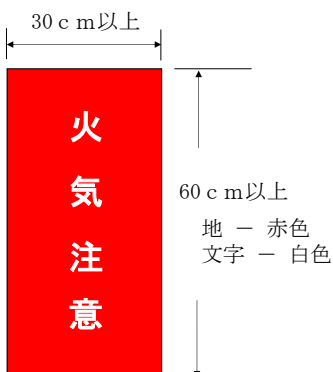
イ 第 2 類のうち引火性固体、第 3 類のうち自然発火性物品、第 4 類又は第 5 類



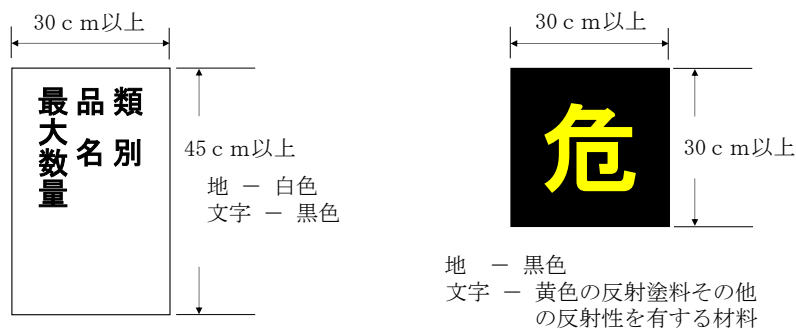
ウ 第 1 類のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は第 3 類のうち禁水性物品



エ 第 2 類（引火性固体を除く。）



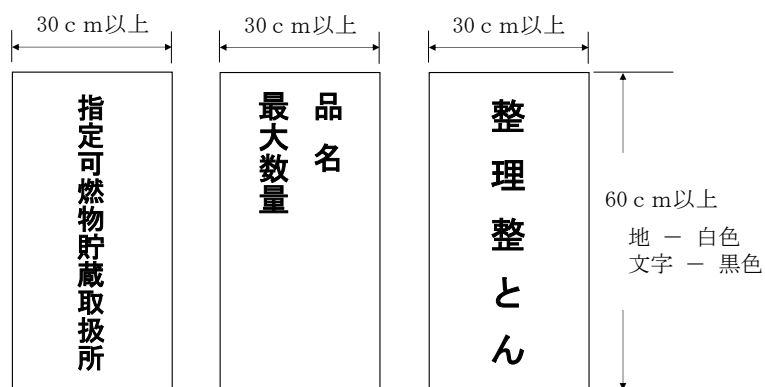
(2) 移動タンク



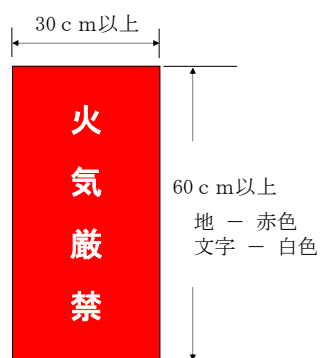
6 指定可燃物貯蔵・取扱場所の旨を表示した標識並びに可燃性液体類等の類、品名最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板（条例第 34 条第 3 項、第 35 条第 2 項第 1 号）

(1) 移動タンク以外

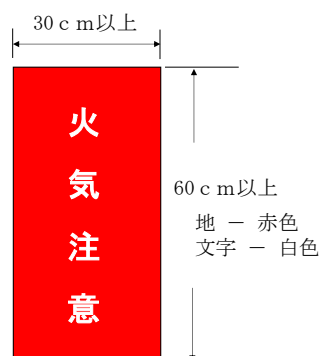
ア 各品名共通



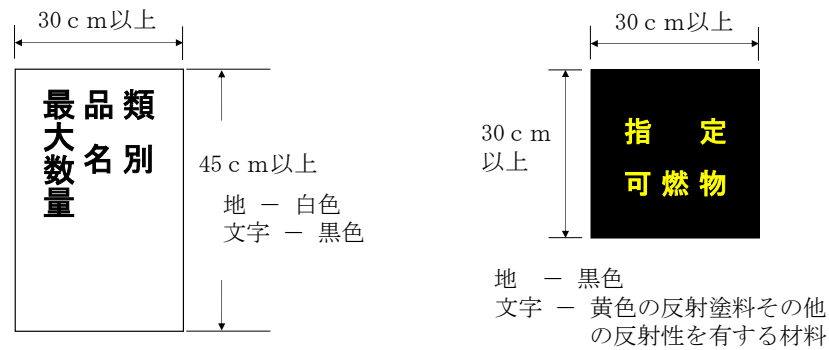
イ 可燃性液体類等



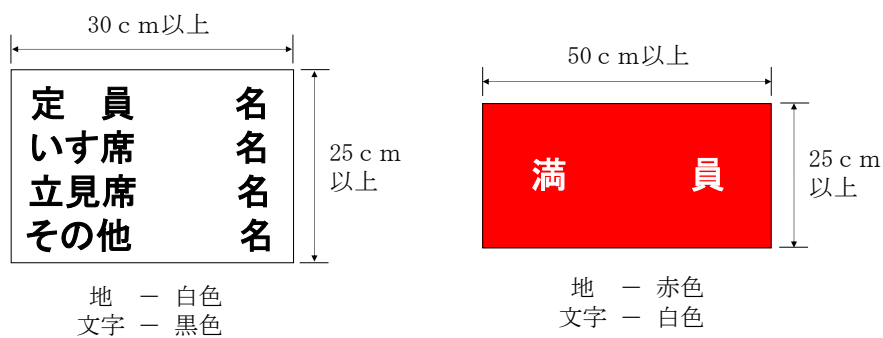
ウ 綿花類等



(2) 移動タンク



7 劇場等の定員を記載した表示板（条例第 52 条第 4 号）



8 圧縮アセチレンガスを使用している旨を表示した標識（規則第 37 条第 2 項）

